# 4 環境部の主な取組

#### 1 環境に関する事業

### (1) 練馬区環境基本計画の推進

「練馬区環境基本計画2011(後期計画)」の方向性を継承し、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の環境分野の施策を体系化するものとして、令和2年3月に「練馬区環境基本計画2020」を策定しました。望ましい環境像を「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」とし、「みどり」「エネルギー」「清掃・リサイクル」「地域環境」の4分野を計画範囲として施策を進めていきます。

# (2) 事務事業における環境配慮活動の推進

地球温暖化を防止するため、区が実施する事務事業に伴う温室効果ガス排出量を、令和12年度(2030年度)までに平成25年度比で26%削減する目標を、令和2年3月に設定しました。令和2年度は、温室効果ガス9.9%の削減となりました。

また、令和元年12月に「練馬区役所プラスチック削減指針」を策定し、プラスチックごみ削減への取組を強化しています。

# (3) 環境に配慮した電力の調達

再生可能エネルギーの導入状況や、発電に伴い発生する温室効果ガス排出量などを考慮した上で、安定して電力を供給できる事業者を、平成24年度から入札等で決定しています。令和2年度は155施設に導入しました。

### (4) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等への支援

地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギー・省エネルギー設備を 設置した区民および小規模事業者、管理組合に対して設置費用の一部を補助しています。令和2年度は、8種類の設備を対象に補助を行いました。

### (5) 空き家等対策の推進

空き家およびいわゆるごみ屋敷を対象とした「練馬区空き家等対策計画」を 平成29年2月に策定(令和3年3月に取組内容の一部を修正)するとともに、 「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定 し、同年10月に全面施行しました。条例に基づき、学識経験者等で構成する 練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会を設置するなど、問 題の解決に向けた取組・手続等を推進しています。

### (6) 歩行喫煙対策の取組

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、平成22年4月1日に「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。「マナーアップ指導員」が駅周辺を中心に巡回指導しているほか、道路に啓発用路面表示シートを貼付、電柱に巻看板を掲出しています。

### 2 みどりに関する事業

### (1) 練馬区みどりの総合計画の策定

みどりの状況や区民の意識変化をふまえ、区民とともにみどりに恵まれた環境を未来へつなぐために、みどりの総合計画を平成31年4月に策定しました。拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川へとつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めます。また、誰もが気軽に参加し、ともにみどりを守り育てる区民協働のムーブメントの輪を広げていきます。

# (2) 樹林等の保全

区内に残る貴重なみどりを保護するため、所有者からの申請により、一定の基準を満たす樹木・樹林を「保護樹木・保護樹林」として指定しています。また、土地所有者の協力を得て、樹林地の保全を図りながら、憩えるスペースとして「憩いの森・街かどの森」を区民に開放しています。特に希少な樹林地については、将来にわたって保全することを目的に、都市計画緑地の決定を進めています。

### (3) 民有地の緑化事業

普段の生活の中で「見えるみどり」が実感できるよう、まち中の民有地の生け 垣化、フェンス緑化および沿道緑化等の取組を対象にみどりの街並みづくり助 成事業を実施しています。

#### (4) 四季の香ローズガーデンのリニューアルオープン

四季の香ローズガーデンは、令和3年5月、既存の「香りのローズガーデン」 に加えて、バラの花色を楽しむ「色彩のローズガーデン」と、五感でハーブを楽 しむ「香りのハーブガーデン」を拡張し、リニューアルオープンしました。

植栽されるバラは約 180 品種 200 株から、約 320 品種 460 株となります。色彩のローズガーデンに咲く、黄色とピンクのマーブル模様のシンボルローズ '四季の香'は、木漏れ日の暖かい光と、園のある光が丘をイメージしています。

また、花とみどりの相談所は、四季の香ローズガーデンの講習棟として、花とみどりの相談や、みどりに関する講座・イベントの開催など、みどりの普及啓発の拠点として生まれ変わりました。

#### 3 清掃リサイクルに関する事業

ものを大事にする、資源を循環させるという習慣を定着させ、区民・事業者・区の取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざしています。

### (1) ごみの発生を抑制する

ごみの減量や発生を抑制するための情報発信や啓発活動を実施しています。 生ごみの減量化や不用品の再使用など様々な事業に取り組んでいます。

- ① 情報紙「ねりまの環」、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け 方と出し方」の発行、練馬区資源・ごみ分別アプリのリリース
- ② 清掃事務所による啓発活動・ふれあい環境学習の実施
- ③ 食品ロスの削減とフードドライブ事業の実施(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年度は未実施)
- ④ 家庭用生ごみ処理機、コンポスト化容器、ディスポーザ等購入費助成による生ごみの減量化
- ⑤ リサイクル・マーケットの開催支援や大型生活用品リサイクル情報掲示板の設置
- ⑥ リサイクルセンターでの再使用可能な木製家具や不用となった日用雑貨品等の展示・販売

# (2) リサイクルを進める

リサイクルを促進するため、集団回収、集積所回収、街区路線回収および拠点回収など多様なルートで資源を回収しています。区が実施する事務事業に伴って発生する資源も回収しています。

- ① 資源回収を行う団体への資源回収業者紹介や報奨金・集荷場所案内板等の用品を支給する集団回収支援
- ② 集積所での資源回収(古紙、容器包装プラスチック)
- ③ 街区路線回収(びん・缶、ペットボトル)
- ④ 拠点回収(乾電池、古着・古布、廃食用油、小型家電など)
- ⑤ 区立施設から排出される資源の回収(古紙、びん・缶、ペットボトル、乾電池、 蛍光管、生ごみ、廃食用油など)

#### (3) ごみの適正処理を進める

ごみの収集は、可燃ごみ(週2回)、不燃ごみ(月2回)、粗大ごみ(申込制)の3区分で行っています。集積所を適正管理するための排出指導や排出困難世帯の戸別訪問収集など、ごみの適正処理に取り組んでいます。

- ① 資源・ごみの排出指導、青空集会の実施、集積所の廃止・分散などの相談
- ② 集積所を清潔に管理するための防鳥用ネット・立体型防鳥用ネット貸出し
- ③ 排出困難世帯(高齢者のみ・障害者のみで集積所にごみを出せない世帯) の玄関先などでの戸別訪問収集
- ④ 有料粗大ごみ処理券、有料ごみ処理券の販売